

新潟県労働金庫
ディスクロージャー誌

2016

ROKIN DISCLOSURE



「ごあいさつ」

「はたらく人にとって最も身近で 信頼される金融機関をめざして」

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

昭和20年代、ろうきんは、労働者が銀行からお金を借りるのが難しい時代に、皆で少しずつお金を集めて、それをはたらく仲間の生活資金として役立つ助け合いの金融機関として誕生しました。当金庫も、1952年（昭和27年）の創立以来、一貫してはたらく人たちの社会的・経済的地位の向上と福祉の増進のために事業を推進してまいりました。

2015年度は、当金庫を利用していただくことが地域の皆様の笑顔にもつながるような活動を目指して、融資ご利用1件につき300円を地域や社会への貢献活動を行う団体に寄付することなどを内容とした「ろうきん笑顔プロジェクト」に取り組んでまいりました。その結果、県内各団体に目標を超えるたくさんの寄付と笑顔を届けることができました。

2016年度は、はたらく人たちとご家族の暮らしの安心・安全をサポートするために当金庫ができることは何かを考え、「笑顔プロジェクト2016」に取り組むことといたしました。同プロジェクトでは、昨年度に行った寄付の取組みを拡大するとともに、はたらく仲間と地域の交流をはかるセミナー・イベントの開催や、新潟県および教育関係者との連携により作成したSNSやスマートフォンの正しい使い方の啓発用DVDを、県内すべての中学校に配付する取組みを実施することとしております。

当金庫は、日銀のマイナス金利政策といった環境変化の中でも、会員・勤労者から信頼され、安心してご利用いただける金融機関として健全な経営を続けていくために、お客様サービスの向上とコンプライアンス態勢の強化に引き続き全力で取り組んでまいります。また、NPOや協同組合などとの連携を強化し、非営利共同セクターの金融的中核となって、地域課題の解決や持続可能な地域社会形成の取組みに寄与するなど、福祉金融機関としての役割を積極的に果たしてまいります。

人生には良いときも悪いときもあります。当金庫は、「生涯の伴侶」としてはたらく人たちの暮らしを守り、応援し続けるとともに、相互扶助の精神のもと、人と人が支えあい、助け合う社会の実現に向け、役職員一同、全力で取り組んでまいりますので、従来にもましてご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

このたび、当金庫のディスクロージャー（経営内容の開示）誌2016年版を作成いたしました。事業の基本方針や活動状況などをまとめたこの冊子により、ろうきんに対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

2016年7月

理事長 江花 和郎





Contents | 目次 |

事業方針

ろうきんの理念と基本姿勢	2
事業方針	3

業績ハイライト

事業の概況	4
-------	---

社会的役割の発揮と貢献活動

CSR(企業の社会的責任)への取組み	6
福祉金融機関としての取組み	6
地域社会のために	8
環境のために	13

営業のご案内

融資商品のご案内	14
預金商品のご案内	16
各種業務・サービスのご案内	17
手数料のご案内	20

プロフィール

組織・機構	22
沿革・あゆみ	24

各種管理態勢

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	26
お客様保護の態勢	28
金融円滑化管理の態勢	30
リスク管理の態勢	31

財務データ

財務諸表	34
自己資本の充実の状況(単体)	39
業務実績	47
連結情報	51
全国ろうきんの概要	52

店舗のご案内

店舗・ローンプラザのご案内	53
店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内	56

索引(法定開示項目別)	57
-------------	----

当金庫の概要 2015年度末(2016年3月31日)現在

名称	新潟県労働金庫(略称:ろうきん)
本店所在地	新潟市中央区寄居町332番地38
創立	1952年6月7日
出資金	49億7,305万円
店舗数	27店舗(出張所・インターネット支店含む)
常勤従業員数	428人
団体会員数	2,324会員
間接構成員数	209,969人
預金残高	7,648億円
融資残高	3,801億円

金額および諸利回り・諸比率の表示方法のご案内

本誌では金額、諸利回り、諸比率を次の方法により表示しています。

- 各表に表示した金額単位未満の端数は切り捨てて表示しています。また、諸利回り・諸比率は小数点第3位以下を切り捨てし、小数点第2位までを表示しています。
- 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて表示しています。したがって、表上の内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- 期中増減額、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸利回り、諸比率については、報告数値をそのまま表示しています。

(注)「法定開示項目別」とは、次の法律に基づいて開示している項目です。

- 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」